

第 2 2 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第 1 号	2
議案第 2 号	2
議案第 3 号	3
議案第 4 号	4
(3)農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第 5 号	5
(4)農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	5
議案第 6 号	5
議案第 7 号	6
議案第 8 号	7
議案第 9 号	7
(5)非農地通知について	8
議案第 10 号	8
(6)農業振興整備地域整備計画の変更に係る意見決定について	9
議案第 11 号	9
議案第 12 号	10
(7)農用地利用集積計画に係る意見決定について	10
議案第 13、14 号	10
議案第 15 号	11
議案第 16 号	11
議案第 17 号	11
議案第 18 号	12
議案第 19 号	12
(6)農用地利用配分計画の決定について	13
議案第 20 号	13
(追加議案 1) 矢板市農業委員会事務局職員の任免について	13
その他	13
3 閉 会	14

日 時 令和 4 年 3 月 1 8 日 (金) 1 5 時 0 0 分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
			12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は14名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第21回農業委員会総会を開催いたします。（15：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。8番 大野 文子 委員 7番 渡邊 晴夫 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る決定について、議題にします。

議案第1号

○議長 議案第1号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 つぎに、本日も現地調査を実施しておりますので、当番班 2班 班長、4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員 本日、午前8時30分から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法3条4件、農地法4条1件、農地法5条4件、非農地通知1件、農振除外2件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしく願います。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員（申請地位置説明）

親子関係の贈与ということで、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。

○議長 はい。ないようですので、これより採決いたします。原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

つぎに、議案第2号について議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12 番
渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員（申請地位置説明）

隣接地の耕作者である譲受人が買い受けるということで、何ら問題ないとみて
まいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○石塚 英好 委員 田として耕作するということですが、現況が畑となっ
ていますが。

○事務局長 現況地目は田と訂正をお願いします。

○議長 はい。他にありませんか。ないようですので、これより採決いたします。
原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 3 号

つぎに、議案第 3 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、1 番
手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員（申請地位置説明）

現地はきれいに耕作されています。譲り受け人の所有地は 5 反部以下のため
下限面積要件を満たしていませんが、隣接地の所有者であるため、不許可の例
外としてよいかとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一 委員 法律の書き方はどうなっていますか。

○事務局 はい。農地法施行令第2条3項の3に記述があります。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 ほかにございませんか。ないようですので、これより採決いたします。
原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号

つぎに、議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12番
渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員 (申請地位置説明)

現地も周囲も、田んぼとして耕作されていきました。現耕作者が譲り受けるという
ことで、何ら問題ないとみてまいりました。

皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。
ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る決定
について議題に供します。

議案第 5 号

つぎに、議案第 5 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、4 番
町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員（申請地位置説明）

現地は、太陽光パネルの下で、サカキ、かぼちゃが植え付けられていました。適正に管理されており、周囲の農地への影響もなく、引き続き営農型太陽光として問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。
ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 契約期間は何年ですか。

○事務局 はい。認定農業者ではないため、3年ごとの更新となっています。

○議長 ほかにありませんか。原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（4）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（4）、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る決定
について議題に供します。

議案第 6 号

つぎに、議案第 6 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12 番
渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員（申請地位置説明）

周囲は農地ではなく、住宅を建てるということでやむを得ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第7号

つぎに、議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、4番 町野 位夫 委員に申し上げます。

○町野 位夫 委員（申請地位置説明）

宅地に囲まれており、用途地域に指定されていますので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一 委員 こちらは、何区画の計画ですか。

○事務局 2区画となっています。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 ほかにございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 8 号

○議長 議案第 8 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、8 番 町 野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員（申請地位置説明）

周囲に農地はありません。一般住宅の建設ということで、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 9 号

○議長 議案第 9 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、1 番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員（申請地位置説明）

田となっていますが、現地は耕作しておらず、店舗用地としては何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○揚石 明 委員 期間が 30 年というのは、個人の契約ですか。

○事務局 はい。

○揚石 明 委員 わかりました。

○渡邊 晴夫 委員 解約後は、建物は取り壊すことになっているのですか。

○事務局 はい。契約書には協議で決めると記述があります。

○佐藤 喜久男 委員 周囲の排水など、工事の際適切にされるようご指導を
よろしくお願いします。

○事務局 開発許可もとりますのでそちらで確認すると思われれます。

○議長 ほかにございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、1番 手塚 みち子
委員の退室を求めます。(退室)

(5)非農地通知について

○議長 付議事件(5)、非農地通知について、議題にします。それでは事務局
の説明を求めます。

議案第10号

○議長 議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、4番 町
野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員 (申請地位置説明)

管理はしっかりされておりましたが、耕作は難しく、非農地通知はやむを得ない
とみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一 委員 こちらは、事務局からの通知ですか。所有者からの願出で
すか。

○事務局 はい。自然荒廃しているため、非農地申し出を提出していただいた上で事務局から通知します。

○議長 ほかにございませんか。ないようですので、これより採決いたします。原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、1番 手塚 みち子 委員の入室を求めます。(入室)

(6) 農業振興整備地域整備計画の変更に係る意見決定について

○議長 付議事件(6)、農業振興整備地域整備計画の変更に係る意見決定について、議題にします。それでは事務局の説明を求めます。

議案第11号

○議長 議案第11号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、1番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員 (申請地位置説明)

現地は畑となっていますが、耕作はされていません。家族が家を建てるということで、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 12 号

○議長 議案第 12 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12 番
渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員（申請地位置説明）

周囲に農地はなく、致し方ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお
願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（7）農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 付議事件（7）農用地利用集積計画に係る意見決定について、議題にし
ます。それでは事務局の説明を求めます。

議案第 13、14 号

○議長 議案第 13、14 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。

それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これよ
り採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第15号

○議長 議案第15号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。

それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第16号

○議長 議案第16号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。

それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第17号

○議長 議案第17号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。

それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第18号

○議長 議案第18号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、13番 佐藤 喜久男 委員の退室を求めます。(退室)

議案第19号

○議長 議案第19号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、13番 佐藤 喜久男 委員の入室を求めます。(入室)

(6)農用地利用配分計画の決定について

○議長 付議事件(6)、農用地利用配分計画の決定について、議題にします。

議案第20号

○議長 事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(追加議案1)矢板市農業委員会事務局職員の任免について

続いて追加議案第1号 矢板市農業委員会事務局職員の任免について議題に供します。

○議長 事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。それでは、質疑意見等を求めます。ございませんようですので、これより採決いたします。原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

- ・農地法適応除外報告2件
- ・活動記録簿

・青年連絡協議会の通知

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。